新型コロナウイルス感染症で 影響を受ける会員の皆様へ主な支援制度のお知らせ ①

令和2年10月8日13:00時点版

			令和2年10月8日13:00時点版
	支援制度	概 要	相談・問合せ
①資金繰り(融資・貸付け)	新型コロナウイルス感染症 特別貸付 新型コロナウイルス対策 マル経融資	無利子・無担保での融資 特別利子補給制度の併用により、当初3年間の実質的な無利子化 既往債務の借換も対象	日本政策金融公庫 八戸支店 「国民生活事業」 公の178-22-6274 三沢市商工会 公の176-53-2175
	経営安定化サポート資金 「災害枠」 セーフティネット保証制度 (4号・5号)	保証料と、3年分の金利ゼロ 金融機関に制度融資の申込を行い、三沢市が認定を行う。融資に あたっては、金融機関及び信用保証協会が審査を行います。	県内金融機関 (各銀行、信用金庫、信用組合、商工中金) 青森県信用保証協会 ☎017-723-1354 認定先:三沢市役所 産業観光課(産業支援係)
	緊急小口資金 (体業された方向け) 総合支援資金 (失業された方向け)	生活資金貸付 ・緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、無利子・無保証 人で貸し付ける制度(10万円以内・特例20万円以内) ・生活再建までの間に必要な生活費用を無利子・無保証人で貸し付ける 制度(20万円以内※2人以上世帯もしくは15万円以内※単身世帯)	☎0176-53-5111 三沢市社会福祉協議会 ☎0176-53-3422
②給付金・助成金・応援金	▲ 持続化給付金	最大法人200万円・個人100万円給付 売上が前年同月比50%以上減少している中小企業者等(フリーランス、個人事業者を含む。)に支給 ※電子申請のみ ※随時、当会でも申請サポートをしております <u>(要予約)</u> ※申請には1時間程度時間を要しますので、お時間に余裕をもってご来館ください。 申請期限:R3年1月15日迄 申請HP:https://jizokuka-kyufu.go.jp/	申請支援:三沢市商工会 (当会での申請サポートご希望の方はお電話ください) 全10176-53-2175 【持続化給付金申請HP】
	(第3次) 三沢市経済対策支援助成金	1事業あたり20万円 市内に店舗・事業所を有する事業主で、農林畜産業、鉱業、建設業、製造業、電気・ガス・水道業、情報通信業、運送業、金融・保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業、持ち帰り・配達飲食サービス業、娯楽業、医療・福祉、(複合)サービス業で3~12月中のひと月の売上が前年同月比20%以上減少している事。申請方法:電話予約による窓口申請のみ申請期限:R3年2月26日迄	三沢市役所 産業観光課 新型コロナウイルス感染症対策支援室 〒033-8666 三沢市桜町1-1-38 ☎0176-58-0518
	▲ 家賃支援給付金	テナント事業者に6ヶ月分の変質給付金 5月~12月において、いずれか1ヶ月の売上高が同月比で50%以上減少、もしく は連続する3ヶ月の売上高が前年同期比30%以上減少。 法人の場合:直近の支払賃料(月額75万円迄は2/3補助、それ以上は1/3補助、最大600万円) 個人の場合:直近の支払賃料(月額37.5万円迄は2/3補助、それ以上は1/3補助、最大600万円) ※原則電子申請となりますが、ご自身で電子申請が難しいときは、申請サポート会場もしくは申請サポートキャラバン隊をご利用ください(※完全予約制) 申請期限:R3年1月15日迄 申請HP:https://vachin-shien.go.jp/ ■ご予約は[申請HP]もしくは[予約コールセンター]をご利用ください。なお、下記会場にご予約についてのお電話はお控えください。 【申請サポート八戸会場】 ・友の会福祉会館(開設日10/1~)※予約受付中 住所:八戸市長根1-2-8 友の会福社会館 IF または 2F 【申請サポートキャラバン隊(臨時出張会場)三沢会場】 ・三沢南工会館(開設日11/5~11/11)※10/15 (木) から予約受付開始 住所:三沢市幸町2-1-1 三沢商工会館 2F講堂	[申請に関する問い合わせ] 家賃支援給付金コールセンター ☎0120-653-930 【家賃支援給付金申請HP】 『サポート会場予約] 申請サポート会場・申請サポートキャラバン隊 予約コールセンター ☎0120-150-413 三沢会場のご予約は10/15から [申請HP]が「予約コールセンター」でご予約ください
	▲ 青森県新しい生活様式対応 推進応援金	1事業者あたり10万円 令和2年1月以降、売上前年同月比で20%以上減少した月があり、「新型コロナウイルス感染症に関する青森県対処方針」や業種毎のガイドライン等を踏まえ、適切な感染的止対策に取り組み、その取組を従業員や顧客に対して周知している事業者に支給 申請時期:令和2年7月27日~令和2年10月31日迄 ※申請時期を延長(9/30→10/31)しております。	青森県新しい生活様式対応推進応援金 ※平日9:00~17:00 ☎0120~945-769 【申請先】 〒030-8570 青森県庁 応援金事務局
③休業補償	雇用調整助成金	支払った休業手当の助成 雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度(支給対 象は4月1日から12月31日の間で前々年同月比5%以上売上減少があるこ と等)、解雇を伴わない場合は、中小企業は最大10分の10が助成され る。 ※支給額は15,000円を日額上限 ※雇用保険適用事業所であること。(但し、4/1~12/31迄は労災保険 適用事業所も可) ※助成額の算定方法と手続を大幅に簡素化	三沢公共職業安定所 ハローワーク三沢 ☎0176-53-4178 申請代行:社会保険労務士 申請支援:三沢市商工会 ☎0176-53-2175
	小学校休業等対応 助成金/支援金	小学校等の臨時休業等により、休職する保護者に有給休暇(年次有給休暇を除く。)を取得させた企業、休暇中に支払った賃金相当額の10分の10が助成される。 ※支給額は4月1日以降に取得した休暇等においては、日額上限15,000円に引き上げます。フリーランスは7,500円に引き上げます。申請方法:各種様式をダウンロードし郵送	学校等休業助成金・支援金コールセンター 20120-60-3999
	新型コロナウイルス感染症対応 休業支援金・給付金	休業前賃金の8割を支給(上限11.000円) ①令和2年4月1日から12月31日までの間に、事業主の指示により休業した中小事業主の労働者 ②その休業に対する賃金(休業手当)を受けることができない方 主に上記2つの条件に当てはまる者に、休業前賃金の8割(上限11,000円)を休業実績に応じて支給 申請方法:各種様式をダウンロードし郵送	新型コロナウイルス感染症 対応休業支援金・給付金コールセンター 公 0120-221-276

新型コロナウイルス感染症で 影響を受ける会員の皆様へ主な支援制度のお知らせ ②

令和2年10月8日13:00時点版

	支援制度	概要	相談・問合せ
④納税・保険料納付猶予等	市税等の猶予	市税、県民税、国保税等を納付することができない場合に、徴収を猶予	三沢市役所 ・税務課(市税等) ・国保年金課(国保税等) 20176-53-5111
	固定資産税等の軽減	<u>納税猶予の要件</u> 2020年2月〜納付期限までの任意の1ヶ月以上の収入が前年同期比 概420%以上減少。 <mark>軽減・免除の要件</mark> 2020年2月〜10月までの任意の連続する3ヶ月の事業収入が対前年 比50%以上減少でゼロ、30%以上50%未満で1/2。	固定資産税等の軽減相談窓口 な 0570-077322
	厚生年金保険料等猶予	保険料の猶予と延滞金の一部免除 事業の継続等を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当 するときは、納期限の6ヶ月以内に申請することにより換価の猶予	八戸年金事務所 <u>☎0178-44-1742</u>
	労働保険料等 納付猶予の特例	令和2年2月以降に概ね20%以上売上が減少していると認められ、 納期限までに申請すると、担保・延滞税なしで1年間納付を猶予	青森労働局 労働保険徴収室 25017-734-4145 十和田労働基準監督署 250176-23-2780
	税務申告・納付期限の延長	期限内に申告することが困難な場合について、期限を区切らずに 確定申告書を受付	十和田稅務署
	納税猶予の特例	令和2年2月から納期限までの一定の期間において事業収入が概ね 前年同期比20%以上減少した事業者について、担保・延滞税なし で、1年間納付を猶予	☎ 0176-23-3151
⑤補助金(特別枠)	▲ 小規模事業者持続化補助金	小規模事業者が新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために行う販路開拓等の取組を支援補助上限:100万円【コロナ特別対応型】補助上限:50万円【一般型】ともに補助率:2/3~3/4■パー、接待を伴う飲食店、ライブハウス等については追加対策枠として50万円をさらに上乗せ可能■事業再開枠あり補助上限50万円、補助率:定額(10/10)申請締切:【コロナ特別対応型】12月10日【一般型】R3年2月5日【一般型】R3年2月5日【申請に関する注意】・計画書の作成が必要(事業所で作成)であり、その後審査があります。そのため、全員が採択されるわけではありません。・作成指導技ど支援※を商工会で行っております。※但し、ここでの指導・支援は原則事業所提出の計画書等に対する商工会での添削行為を指します。	三沢市商工会
	▲ ものづくり補助金	新型コロナウイルスの影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者に対して通常枠とは別に優先的に支援補助上限:1,000万円 補助率:2/3~3/4 申請締切:11月26日、R3年2月 ■以下の要件を3~5年以内ですべて満たすことが必要です。 ①事業所全体の付加価値額を年率平均3%以上増加 ②給与支給額を年率平均15%以上増加 ③事業場内最低賃金を地域別最低賃金+30円以上の水準まで引き上げ [申請に関する注意] ・計画書の作成が必要(事業所で作成)であり、その後審査があります。そのため、全員が採択されるわけではありません。・作成指導および支援※を商工会で行っております。 ※但し、ここでの指導・支援は原則事業所提出の計画書等に対する商工会での添削行為を指します。	ものづくり補助金事務局 20050-8880-4053 【ものづくり補助金公式HP】
	IT導入補助金	バックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上 に資するITツール等を導入する費用を補助 補助上限:30〜450万円 補助率:1/2〜3/4	(一社) サービスデザイン 推進協議会 ☎0570-666-424

※各支援策には一定の要件があります。※今後制度内容が変更される場合があります。

最新の情報と詳細は、経済産業省HP特設ページ https://www.meti.go.jp/covid-19 [経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連]で検索



三沢市商工会では新型コロナウイルス感染症で 影響を受けている事業者の経営相談を随時行っております。お気軽にご相談下さい。

お問合せ先 三沢市商工会 住 所 三沢市幸町2-1-1 電話番号 0176-53-2175 ※相談時間 8時15分~17時15分(土日・祝日除く)